さんじょう障がい者プラン

２００７

三　条　市

さんじょう障がい者プラン 2007

平成１９年３月

三　　条　　市

さんじょう障がい者プラン 2007　目次

Ⅰ　総論

第１章　計画の策定に当たって ―――――――――――――――――――――――――― １
　１．三条市の概況 ―――――――――――――――――――――――――――――― １
　２．計画策定の背景と目的 ―――――――――――――――――――――――――― ２
　３．計画の基本理念 ―――――――――――――――――――――――――――― ３
　４．施策の柱 ―――――――――――――――――――――――――――――― ５
　５．施策体系 ―――――――――――――――――――――――――――――― ７
　６．計画の性格 ―――――――――――――――――――――――――――――― ８
　７．計画期間 ―――――――――――――――――――――――――――――― ８
　８．計画の対象者 ―――――――――――――――――――――――――――― ９
　９．障がい者のニーズ等からみた計画課題 ―――――――――――――― １０

Ⅱ　各論

第２章　共に支え合う心をはぐくむまち創り ―――――――――――――――― １３
　１．心のユニバーサルデザイン ―――――――――――――――――――――― １３
　２．創意を生かした地域福祉活動の促進 ―――――――――――――――― １７
第３章　健やかに安心して暮らせるまち創り ―――――――――――――――― ２０
　１．生活支援の充実 ―――――――――――――――――――――――――― ２０
　２．保健医療体制の充実 ―――――――――――――――――――――――― ２６
第４章　生きがいのある生活を支えるまち創り ―――――――――――――― ３３
　１．療育・教育の充実 ―――――――――――――――――――――――― ３３
　２．働く場の確保 ―――――――――――――――――――――――――― ３８
　３．社会参加の促進 ―――――――――――――――――――――――― ４２
　４．安心とやさしさのまちづくりの推進 ―――――――――――――――― ４５
　５．情報・コミュニケーションの充実 ―――――――――――――――― ５１
第５章　障がい福祉計画 ―――――――――――――――――――――――― ５４
　１．障がい福祉計画策定にかかる基本的事項 ―――――――――――― ５４
　２．計画の目標 ―――――――――――――――――――――――――― ５８
　３．サービス提供体制の整備 ―――――――――――――――――――― ６１
　４．サービス見込量 ―――――――――――――――――――――――― ６９

第６章　計画の推進体制 ―――――――――――――――――――――――――――――― ７１
１．計画の周知 ―――――――――――――――――――――――――――――― ７１
２．計画の推進体制の確立 ―――――――――――――――――――――――――― ７１
３．計画進捗状況の点検 ―――――――――――――――――――――――――― ７２
４．計画進捗状況の公表 ―――――――――――――――――――――――――― ７２

資料編

１　三条市における障がい者を巡る状況 ―――――――――――――――――― ７３
２　主なサービス実績 ―――――――――――――――――――――――――――― ８２
３　三条市障がい者計画策定のためのアンケート調査結果 ―――――――― ９０
４　障害保健福祉圏域について ―――――――――――――――――――― １０２
５　計画策定体制 ―――――――――――――――――――――――――――――― １０３
６　三条市障害者計画策定協議会設置要綱 ―――――――――――――――― １０４
７　三条市障害者計画策定協議会委員名簿 ―――――――――――――――― １０６

Ⅰ　総論

第１章　計画の策定に当たって

1．　三条市の概況

当市は、新潟県のほぼ中央部に位置しており、上越新幹線、北陸自動車道の高速交通体系が市域を縦断しているほか、国道８号、289号、403号などが縦横に整備されています。また、国際交通路線である新潟空港・新潟港へも比較的近い距離にあります。

首都東京までは、北陸・関越自動車道で約３時間30分、ＪＲ上越新幹線で約２時間の距離に位置し、また、関西エリアの大阪までは、北陸自動車道で約７時間、ＪＲ上越新幹線では約５時間となっています。

市域の総面積は432.01平方ｷﾛﾒｰﾄﾙで、土地利用の状況をみると、山林が19.6ﾊﾟｰｾﾝﾄ、田が14.1ﾊﾟｰｾﾝﾄ、宅地が4.4ﾊﾟｰｾﾝﾄであり、その他57.5ﾊﾟｰｾﾝﾄは、ほとんどが国有林野をはじめとする丘陵山岳地となっています。

市の東部にある福島県境までの国有林一帯は越後三山只見国定公園、奥早出粟守門県立自然公園に指定されており、美しい豊かな森林資源に恵まれるとともに、流れ出る豊富な水が近隣市町村の水源として利用されています。日本最長の信濃川が流れ、市北西部がその沖積平野となっているほか、清流で名高い五十嵐川や、刈谷田川が市内を横断しています。

気候は、冬期における寒冷多雪が特徴的で、典型的な日本海式気候となっています。近年は比較的少雪の傾向にありますが、大量の積雪によって住民の生活や交通環境に大きな影響を及ぼすことも少なくありません。

平成17年５月１日、旧三条市、旧栄町、旧下田村が合併し、現在の三条市がスタートしています。

２．　計画策定の背景と目的

本市では、平成12年３月に「第２次三条市福祉・保健・医療計画」（さんじょういきいきプラン2000）を策定し、ノーマライゼーション[1]とリハビリテーション[2]を基本理念とする各種取組を示し、それに基づいて、障がい者の自立支援などに向けた施策を展開してきました。

その後、平成14年12月、国において、平成15年度から平成24年度までの10年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めた「障害者基本計画」と、その行動計画として「重点施策実施５か年計画」が策定されました。

平成15年４月には支援費制度が導入され、介護・福祉サービスの利用が、市町村がサービスを決定する従来の「措置制度」から、利用者が自ら事業者を選択・決定し、事業者と対等な関係でサービスを利用できる「契約制度」に改められました。同制度は、平成12年６月に成立した社会福祉法の理念を踏まえ、障がい者の自己決定、主体性を尊重することを目的としたものであり、障がい者福祉施策に大きな変革をもたらすことになりました。

さらに、平成17年11月、障がい者サービスを抜本的に見直し体系を再編するなど、新たな制度の枠組みを定めた「障害者自立支援法」が成立し、翌18年４月から施行されました。この法律は、支援費制度の考え方を引き継ぎながら、それまで身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者で別々に対応してきた障がい者施策の総合化を図るとともに、障がい者ができるだけ身近なところでサービスを利用できるよう、市町村を中心とした一元的なサービス提供体制を構築し、持続可能な制度への転換を目指すものです。

本計画は、以上に示す社会福祉制度の変革を背景に、「ノーマライゼーション」「心のユニバーサルデザイン[3]」の考え方を広く市民に浸透させ、障がいのある

---

[1]ノーマライゼーション……障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障がいを持つ者と持たない者が共に生きる社会こそあたりまえ（ノーマル）な社会であるとの考え方。

[2]リハビリテーション……障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目的とした治療や訓練。又は、障がい者のすべてのライフステージにおいて全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。

[3]ユニバーサルデザイン……年齢や性別、障がいのあるなしにかかわらず、最初からバリアのない、誰にとっても快適な環境をつくろうという考え方。「心のユニバーサルデザイン」とは、障がい者や高齢者、子ども、外国人などすべての人が利用しやすいよう配慮する心と、それに基づく行動。

なしにかかわらず、誰もが住みなれた家や地域で共に生活し、共に支え合うことができるまちづくりを目指すとともに、障がい者の自立と社会参加を促進することを目指します。

また、福祉・保健の分野にとどまらず、医療・教育・雇用・生活環境・情報通信・防災など幅広い分野を対象に、障がい者やその家族のニーズを踏まえながら施策を総合的に定めるものであり、これにより障がい者施策の計画的推進を図るものです。

※　「障害」の「害」の字の表記については、「否定的」で「負」のイメージがあることから、法律名、団体名などの固有名詞を除き、「障がい」と平仮名で表記することとします。

3.　計画の基本理念

○　すべての人々が障がいのあるなしにかかわらず、住み慣れた地域で、一人の人間として人権が尊重され、健やかに安心して暮らしていけるような地域社会の実現を図ること、すなわち「**ノーマライゼーションのまち**」づくりを目指します。

○　「三条市総合計画」が掲げる21世紀初頭において本市が目指す将来像「豊かな自然に恵まれた　歴史と文化の息づく　創意にみちた　ものづくりのまち」を踏まえ、福祉、保健をはじめ、医療・教育・雇用・生活環境・防災などあらゆる分野における施策の推進に当たって、市民と行政とのパートナーシップ[1]に基づく「創意」ある取組を重視します。（**共に創る**）

[1]パートナーシップ……互いを自立した主体的存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係。

○　行政だけではなく、地域住民と障がい者が共に支え合うことができるまちを目指し、やさしさと助け合いの精神のもと、障がい者を地域全体で支える地域ケア体制[1]の確立を図ります。（**共に支え合う**）

○　障害者自立支援法の理念を踏まえ、障がい者が主体性を発揮して多様な福祉サービスを活用し、その有する能力に応じて自立した生活を営めるよう支援するとともに、様々なバリアフリー[2]を実現して、障がい者がいきいきと積極的に社会参加できる体制を整備します。

以上により、本計画の基本理念を次のように設定します。

さんじょう障がい者プラン2007

共に創り　共に支え合う

ノーマライゼーションのまち

[1] 地域ケア体制……障がい者などが地域社会の中で自立した生活を継続して営めるようにサービスの提供を行う体制のこと。

[2] バリアフリー……障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除外すること。段差などの物理的障壁のみならず、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という、より広い意味でも用いられる。

4. 施策の柱

計画の基本理念を実現していくため、柱となる３つの分野を設定し、施策の展開を図ります。

なお、基本理念で示した「創意」ある取組を各分野で進めることから、３つの分野それぞれに「まち創り」（造語）というキーワードを配しました。

（１）共に支え合う心をはぐくむまち創り

障がい者が「ノーマライゼーション」の考えに沿って、地域社会で共に生活を送るためには、相互扶助の精神に基づいた、市民の理解と手助けが必要となります。

そのため、積極的に啓発・広報活動を展開し、ノーマライゼーション理念の浸透と心のユニバーサルデザインの実現化を進めるとともに、地域住民の創意を生かした主体的な福祉活動を促進させ、障がい者の地域生活を支えるための基盤整備を進めます。

（２）健やかに安心して暮らせるまち創り

障がい者が、社会の構成員として地域社会の中で健やかに安心して生活を送れるように、必要な福祉サービスや保健サービス、医療サービスなどの提供体制を充実させます。

（３）生きがいのある生活を支えるまち創り

障がい者の社会的な自立に向けた基盤づくりとして、障がいの特性に応じたきめ細かい療育[1]・教育体制を確立するとともに、個々の意思と能力に応じた就業

[1] 療育……何らかの障がいを抱えている子どもに対して、その成長や発達段階に応じて適切な治療・訓練・教育などを提供すること。

支援やコミュニケーション支援を行い、障がい者が自立した生活を営めるよう支援します。

　また、生活の質の向上を図り、充実した生きがいのある生活を実現するため、その前提となる生活環境面でのバリアフリー、ユニバーサルデザイン化や防災・防犯対策を進めるとともに、スポーツ、趣味・文化活動などの充実を図ります。

5. 施策体系

施策体系は次に示すとおりで、基本理念と３つの施策の柱の下に９の施策分野を設け、総合的な取組を進めます。

※◎は「第５章　障がい福祉計画」に関係する項目

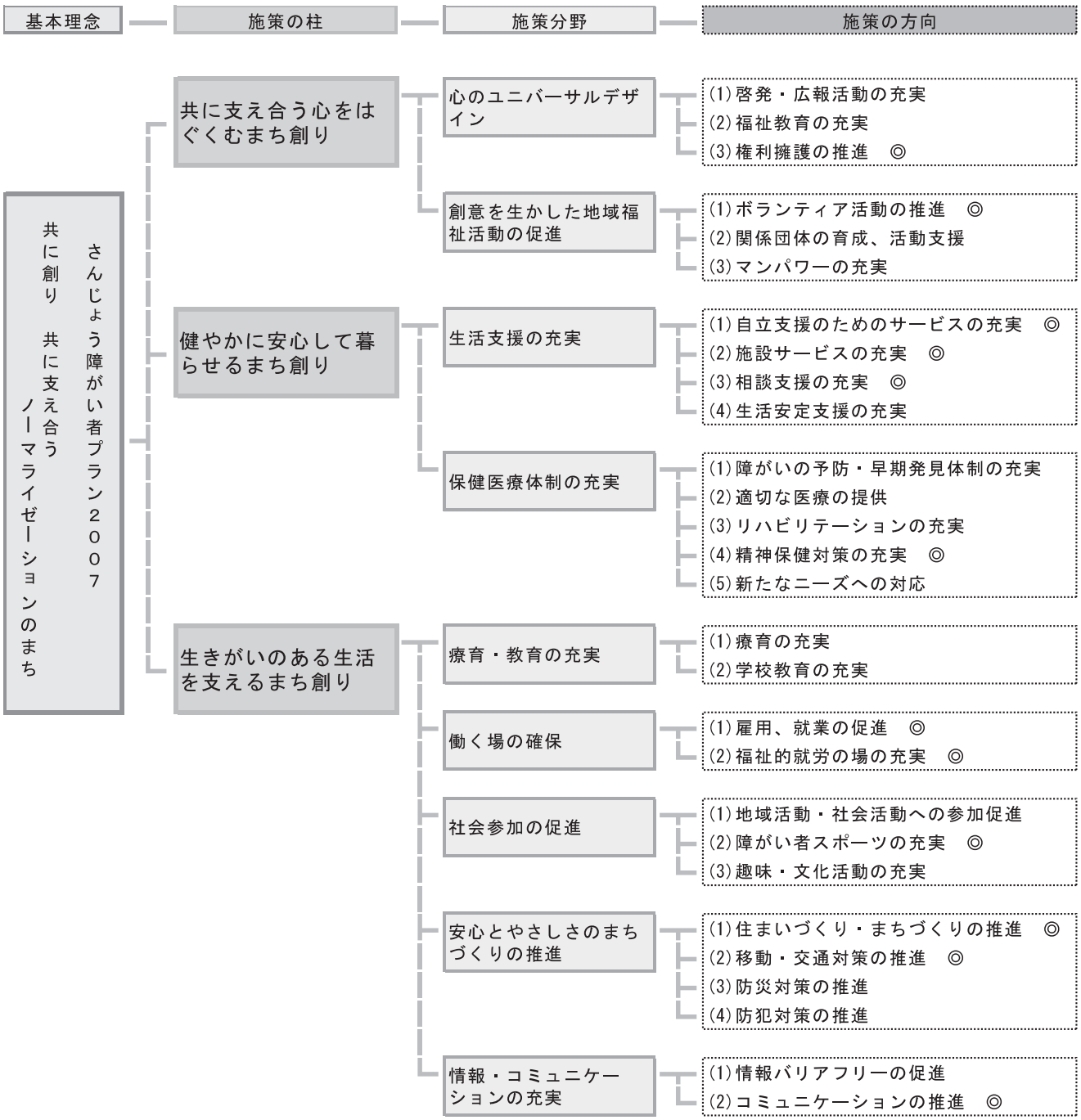

6. 計画の性格

本計画は、障害者基本法第９条第３項に定める市町村が行うべき障がい者福祉施策に関する基本的な計画であり、今後本市で推進する障がい者施策の指針を定めるものです。また、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」の内容を含みます。

さらに、この計画は「三条市総合計画」、「新潟県障害者計画」などの関連計画との整合性に留意しながら策定し、施策の推進を図るものです。

7. 計画期間

本計画の計画期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間とします。

ただし、障害者自立支援法の施行によって、今後、社会情勢や障がい者のニーズなどの変化も予想されるところであり、必要に応じて適宜見直しを行います。

また、障がい福祉サービスにかかる実施計画に位置付けられる「障がい福祉計画」は、国が示すとおり平成18年度から平成20年度までの３年間とします。

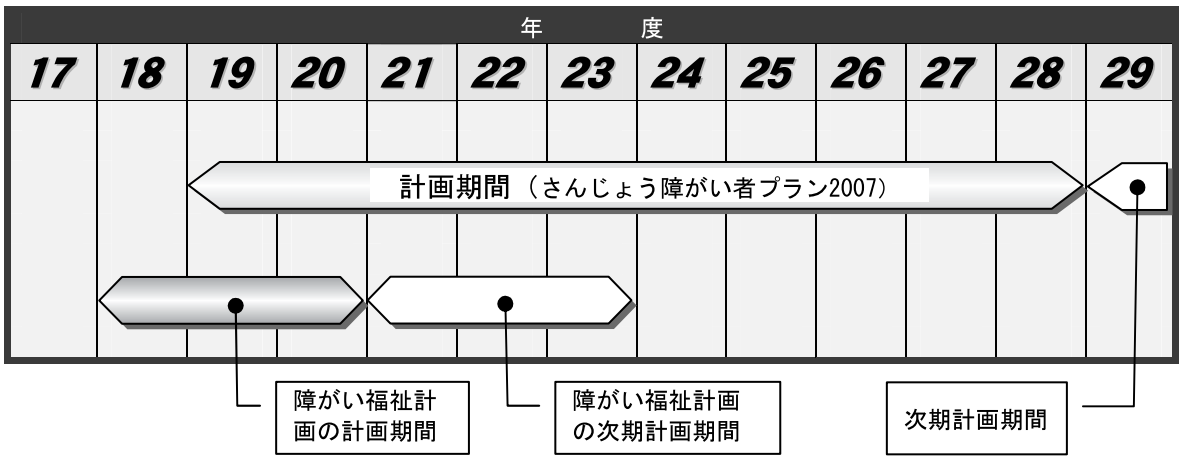

8. 計画の対象者

本計画では、障害者基本法などに基づき、「身体障がい、知的障がい、精神障がいがあるため、又は、てんかん[1]、自閉症[2]その他の発達障がい[3]、あるいは難病による障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限、制約を受け、生活上の支障がある方」を障がい者と定義し、施策の対象とします。

また、発達障害者支援法に基づき、「自閉症、アスペルガー症候群（高機能自閉症）[4]その他の広汎性発達障がい、学習障がい[5]、注意欠陥多動性障がい[6]などを持った方」への支援を視野に入れることとします。

以上の人々を支援の対象とするほか、本計画が目指す地域社会の実現のためには地域住民の理解と協力が必要であることから、全市民を計画の対象とするものです。

---

[1] てんかん……脳の異常により、けいれんや意識障がいなどの発作が起こる慢性的な病気のこと。

[2] 自閉症……３歳位までに現れ、①他人との社会的関係の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がい。

[3] 発達障がい……自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において現れるもの。

[4] アスペルガー症候群……知的発達の遅れを伴わない自閉症のこと。３歳位までに現れることが多い。高機能自閉症ともいう。

[5] 学習障がい……基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障がいを指すもの。ＬＤ（Learning Disabilities）と略される場合もある。

[6] 注意欠陥多動性障がい……年齢あるいは発達に不釣合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。ＡＤＨＤ（Attention-Deficit Hyperactivity-Disorder）と略される場合もある。

9. 障がい者のニーズ等からみた計画課題

本計画の策定に当たり、市内在住の障がい者を対象にアンケート調査を実施し、生活の状況や保健福祉に関する意向などを把握しました。

以下に、調査結果から抽出した計画課題を示します。

■アンケート調査の概要

調査時期	平成 18 年６月下旬～７月上旬
調査対象	①身体障害者手帳所持者から無作為抽出で選んだ 2,500 人 ②療育手帳所持者から無作為抽出で選んだ 517 人 ③精神障害者保健福祉手帳所持者 222 人
調査方法	配布・回収とも郵送
調査票の配布数・有効回答数	

	配布数	有効回答数	有効回答率
①身体障がい者実態調査	2,500	1,440	57.6%
②知的障がい者実態調査	517	285	55.1%
③精神障がい者実態調査	222	138	62.2%
計	3,239	1,863	57.5%

障がい者のニーズなどからみた計画課題

課題① 在宅生活支援の充実	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者とも、今後、「家族のいる自宅」で生活したいと希望する障がい者が最も高率を占めています。一方で、身体障がい者の７割が何らかの介助を要するなど、多くの障がい者が、日常生活動作や生活関連活動において手助けを必要としています。 これに対し、障がい者の日常生活を支える主な介助者は、身体障がい者は配偶者、知的障がい者と精神障がい者は母が担っている場合が多く、本人と共に介助者も高齢化していくことを考えると、多くの家庭の場合、家族による介助だけでは将来に関する不安が残ります。 障がい者本人とその家族のニーズに応じ、地域ぐるみで在宅生活を支えるホームヘルプサービス、デイサービス、配食サービスなどの在宅サービスの充実が必要とされます。

課題② **日中活動場所の確保**	今後利用したい障がい者サービスとして、知的障がい者は、作業所[1]、授産施設[2]を２位、３位に挙げており、また、精神障がい者の場合は、作業所及び授産施設が第１位でした。 障害者自立支援法の施行により再編が進むサービス体系を踏まえながら、ニーズに応じて障がい者の日中の活動場所を確保することが課題となっています。
課題③ **就労支援の充実**	現在仕事に就いている15歳以上の障がい者は、身体障がい者と精神障がい者がそれぞれ約２割、知的障がい者が４割強であり、知的障がい者及び精神障がい者の場合、作業所などにおける福祉的就労[3]が約半数を占めていました。 こうした状況に対し、知的障がい者を中心に、「障がい者が仕事に就くのを助け、働ける場所を増やしてほしい」という要望は比較的高く、障がい者の自立に向けた就労支援の充実が求められています。
課題④ **社会参加の促進**	町内会やサークルで行われる地域活動への障がい者の参加率は低く、「障がい者が参加しやすい機会・場をつくる」ことへの要望が高いことから、障がい者が地域や社会に積極的に参加できるよう支援することが課題となっています。 また、知的障がい者は買物及び催物への参加といった外出に関連する活動においてより介助を必要とする傾向にあり、移動支援サービスといった外出支援の充実が求められます。
課題⑤ **心のユニバーサルデザイン対策の充実**	障がい者が地域や社会に積極的に参加できるようにするために必要な取組として、知的障がい者は、「人々が障がい者を受け入れるような考えを広める活動をする」を第１位に挙げています。 心のユニバーサルデザインやノーマライゼーションの考え方を広く市民に浸透させるため、広報の充実はもとより、児童・生徒への福祉教育の充実、障がい者との交流機会の拡大といった啓発活動の充実が必要とされています。

[1] 作業所……さまざまな作業を通して、障がい者が社会参加できるように、保護者団体やＮＰＯ法人などによって運営されている施設。

[2] 授産施設……一般就労が困難な障がい者を対象に、入所又は通所により、自活に必要な訓練を行うとともに、福祉的就労の場を得て、自立に必要な支援などを受ける施設。

[3] 福祉的就労……障がいのため、一般企業などに就労する機会が得られない障がい者が授産施設や作業所などで働くこと。

課題⑥ **ＱＯＬの充実**	余暇活動への支援、障がい者のコミュニケーションを支える情報機器の普及促進などにより、障がい者のＱＯＬ（生活の質）の向上を図る必要があります。
課題⑦ **経済的支援の充実**	身体障がい者と精神障がい者は、「市の障がい者福祉を充実させるために重要な施策」として「年金・手当の充実」を第１位に挙げています。また、今後利用したい障がい者サービスとして「福祉タクシー利用券の交付」が身体障がい者及び知的障がい者で第１位となっています。 障がい者の経済的自立の実現に向け、支援の充実が求められます。
課題⑧ **相談機能の充実**	「市の障がい者福祉を充実させるために重要な施策」として、相談支援体制の充実が比較的高率で挙げられており、障がい者の不安を解消し、情報を得る機会を拡大できるよう相談機能の充実が課題となります。
課題⑨ **災害時対策の充実**	災害時に一人で避難できないという障がい者がかなりの割合を占め、避難先での医療体制などについて多くが不安を感じていることから、関係機関と連携し、地域の自主防災組織の協力を得るなど、障がい者を守る防災対策の充実が必要とされます。
課題⑩ **新たな制度の周知**	平成18年４月に施行された障害者自立支援法について、「内容を十分に把握している」は身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者とも５ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満でした。 障がい者個々が不利益を受けたり、サービスなどを受ける機会を損失したりしないよう、法律の趣旨、新たな制度の内容などについて、様々な機会を利用した周知が必要とされます。